

「危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査」



ドラム缶工業会
技術委員会・ペール委員会
平成29年4月改定

平成 2年10月18日 制定
平成 3年 5月16日 改定
平成16年 9月13日 改定
平成17年12月16日 改定
平成20年11月28日 改定
平成29年 4月 7日 改定

序文

本規定は、国内において危険物の陸上運搬に供される、金属製ドラムの性能に係わる自主検査の実施要領を定めたもので、法で規定された性能を有していることを証明することを目的とする。

今回、平成29年1月20日にJIS(Z 1600:鋼製オープンヘッドドラム、Z 1601:鋼製タイトヘッドドラム)が改正されたことに伴い、旧JISの地板危険物用表示に替り、本規定に地板の危険物用表示を追加した。

なお検査の基準は、自治省告示「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」ならびに「運搬容器に係わる性能試験の細目基準について」(消防庁・危険物規制課長通知:平成2年4月11日)に定められた基準を準用する。

1. 適用範囲

ここでいう金属製ドラムとは、鋼製オープンヘッドドラム(JIS Z 1600)、鋼製タイトヘッドドラム(JIS Z 1601)および鋼製ペール(JIS Z 1620)に適合するもの、および形状・板厚・内径がこれに準ずるもので、呼び容量が18リットルから400リットルまでの範囲のものをいう。

2. 型式の分類

金属製ドラムの型式は、以下に記す通りとし、型式毎に検査を実施する。

2. 1 構造設計による分類

金属製ドラムの型式は、種類・構造により下表の通りに分類する。

種類	構造
金属製ドラム	天板固定式
	天ぶた取外し式

また、胴板と天板および地板との接合方法(ダブルシーム、ラウンドシーム、溶接等)によっても分類する。

2. 2 材質による分類

天板(天ぶた)・地板・胴板の材質(鋼、ステンレス)によって分類する。

ただし、表面の化成処理、塗装、めっき等の表面処理による違いは、分類の対象としない。

2. 3 寸法による分類

2. 3. 1 板厚による分類

鋼板の呼び厚さが異なる鋼板により構成された金属製ドラムは、板厚毎に別型式として分類する。

2. 3. 2 内径による分類

内径により分類する。ただし、下表の範囲に含まれる内径の金属製ドラムは、同一内径の型式とする。

(単位:mm)

内径	範囲
567	± 15
450	± 15
390	± 15
340	± 15
286	± 15

2.4 同一型式の定義

基本型式に対して、下記に合致している場合は、性能が優位である派生型式として同一型式とみなし、基本型式で試験を代用することが出来る。申請缶の図面には同一型式として扱う全ての基本型式と派生型式を記載する。

新規型式の申請時	継続型式の申請時	呼び容量	
		200ℓ以上	200ℓ未満
① 同一内径で、下記の条件に合致するもの。 ・高さのみが低いもの。 ・板厚のみが厚いもの(+25%以内)。 ・板厚が厚く(+25%以内)、かつ高さが低いもの。	同左	—	適用
② 胴体の形状で、下記の条件に合致するもの。 ・輪帶が多いもの(それに伴う高さの変動を含む)。 ダブルウェーブおよびコルゲートも、輪帶が多いものに含まれる。 ・巻締部に絞りまたはネックインを附加したもの。	同左	適用	適用
③ 口金で、下記の条件に合致するもの。 ・数が少ないもの。(口金無しのものを含む) ・口栓の素材が金属でその種類が異なるもの。 (普通鋼、ステンレス鋼) ・口栓の表面処理が異なるもの。 (亜鉛メッキ、クロムメッキ、有色クロメート処理など) ・フランジ圧入を溶接に変更したもの。 ・口径を縮小したもの。 ・口金のガスケットの種類が異なるもの。 ※複数種類の素材の樹脂の口栓を同一型式に集約する場合は、技術委員会でそれぞれの樹脂の口栓の性能の余裕度を検証の上、その妥当性を認定し、同一型式と認定された全種類を図面に記載する。(追加して集約する場合も同様)	同左 ※複数種類の樹脂プラグを同一型式に集約した場合は、技術委員会での性能検証で、最も性能が劣位である型式で、性能を確認する。	適用	適用
④ オープン缶で、下記条件に合致するもの。 ・天ぶたのガスケットの種類(各社が品質管理上識別している呼称)が同一のもの。 ※複数種類の天ぶたのガスケットの種類(材質、形状)を同一型式に集約する場合は、技術委員会でそれぞれのガスケットの性能の余裕度を検証の上、その妥当性を認定し、同一型式として認定された全種類を図面に記載する。(追加して集約する場合も同様)	同左 ※複数種類の天ぶたのガスケットを同一型式に集約した場合は、技術委員会での性能検証で、最も性能が劣位である型式で性能を確認する。	適用	適用

2.5 新規型式缶の定義

当該工場で製造するドラムで、寸法、部品の構成などについて、同一型式の定義に該当しない変更を実施した缶種を、新規型式缶とする。

3. 実施要領

附属書1の「申請および承認手続き」と、附属書2の「申請書類様式」に基づき、実施する。

3.1 検査の頻度

- ① 継続型式缶については、製造工場は年1回定期的に検査(以下、「定期検査」という)を実施する。
特に多量に連続製造される同一型式のドラムにあっては、一定数量ごと(概ね5万個ごと)に試験を行い、その性能を確認する。
- ② 上記定期検査結果は、附属書1の「申請および承認手続き」と、附属書2の「申請書類様式」に基づく検査結果報告書にとりまとめ、速やかにドラム缶工業会(事務局)宛に提出する。なお、この検査結果報告書は、既取得の表示許可書の有効期間内に提出しなければならない。
- ③ 既取得の表示許可書の有効期間が満了した時点で、新しい定期検査の検査結果報告書が提出されていない場合、そこに記載の型式のドラムについては、継続型式とは取り扱わない。もし、その後に表示の必要が発生した場合は、新規型式缶として申請しなければならない。
- ④ 新規型式缶の承認を受ける時は、その都度試験結果を、附属書1の「申請および承認手続き」と、附属書2の「申請書類様式」に基づく申請書類にとりまとめ、ドラム缶工業会(事務局)宛に提出する。以後、定期検査の対象に組み入れるものとし、次回提出の検査結果報告書にその結果を記載する。

3.2 検査項目と供試缶個数

検査に用いる金属製ドラムは、検査項目毎に、製造中又は在庫中の製品の中から、必要個数を無作為に抜き取るものとする。なお、外観検査に供し、検査に合格した供試缶は、その他の各種試験に使用することができるものとする。また、気密試験および積重ね試験に供し、試験に合格した供試缶は、落下試験または内圧(水圧)試験で使用することができるものとする。

各検査項目における供試缶個数は、下表の通りとする。

検査項目	供試缶個数	
	初回の試験 (新規型式缶)	2回目以降の試験 (継続型式缶)
外観検査	6	6
落下試験	対角落下	3
	水平落下	3
気密試験(注1)	3	3
内圧(水圧)試験(注1、2)	3	3
積重ね試験	3	3

(注1) 気密試験および内圧(水圧)試験は、液体危険物用にのみ適用する。

(注2) 消防関係法規、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 附則(平成元年3月1日 自治省告示第37号)第2条6項の規定により、天ぶた取外し式ドラムのうち、引火点60°C未満の第四類の引火性液体で、当該引火点における動粘度が10センチストークス以上の危険物を収納する場合は、内圧試験を免除することができる。同一型式で内圧試験を実施したものと内圧試験を免除したものとのある場合には、型式を分けて申請する。内圧試験を免除した型式のものについては、危険等級

区分で現品識別を行う。また、内圧試験を免除した型式のものを販売する場合には、契約条件に内容物の規制条件を付与する。

3. 3 検査の方法と合格基準

ここに示す検査基準は、危険物運搬用の天板固定式(液体危険物用)および天ぶた取外し式(液体危険物用および固体危険物用)の金属製ドラムに関する性能基準を示す。また、各検査項目において不良個数が皆無の場合のみ、合格と判定する。

3. 3. 1 外観検査

- ① 容器の材質、厚み、構造、接合方法が、仕様書または図面通りであること。
- ② 巻締めおよび溶接が良好で、外面にきず、さびなど使用上有害な欠点が無いこと。

3. 3. 2 落下試験

(1) 試験方法

金属製ドラムを、硬くて弾力性の無い平滑で水平なコンクリート、またはこれと同等以上の堅固な水平面上に自然落下させる。

(2) 落下姿勢

a) 対角落下

口金部に最も近いチャイム部を衝撃点とし、衝撃面に対し衝撃点の垂直上方に重心が来るようにして、落下させる。但し、天ぶた取外し式金属製ドラムの場合、天ぶたのバンド締付け用S金具の位置は、溶接部から 180° ずらして締め付け、バンド締付け用S金具を衝撃点とする。

b) 水平落下

胴体溶接部を衝撃点として、水平に落下させる。但し、天ぶた取外し式金属製ドラムの場合、天ぶたのバンド締付け用S金具の位置は、溶接部から 180° ずらして締め付け、バンド締付け用S金具を衝撃点とする。

(3) 充てん物および充てん量

液体危険物用の場合、輸送される物質、またはこれと同等の物理的性状(比重および粘度)をもつ代替物質、または水を、内容積の98%以上充てんする。

固体危険物用の場合、单一物質または乾燥砂と発泡スチロール、その他のものを混合して、運搬する収納物の比重に調整する。充てん量は、内容積の95%以上とする。

(4) 落下高さ

落下高さとは、金属製ドラムを吊り下げた時の、金属製ドラムと着地点との最短距離をいい、下記の区分により実施する。

a) 運搬される物質、またはこれと同等の物理的性状を持つ代替物質を用いて試験する場合

危険物の区分	危険等級 I	危険等級 II	危険等級 III
落下高さ(m)	1. 8	1. 2	0. 8

但し、液体用危険物の天ぶた取り外し式金属ドラムには、危険物等級 I の危険物を充填できないので、液体危険物用の天ぶた取外し式金属製ドラムには、危険等級 I は適用しない(以下、同様)。

b) 液体危険物用で代替物質として水を用いて試験する場合

i) 運搬される物質の比重が1. 2以下の場合

危険物の区分	危険等級 I	危険等級 II	危険等級 III
落下高さ(m)	1. 8	1. 2	0. 8

ii) 運搬される物質の比重が1.2を超える場合

危険物の区分	危険等級I	危険等級II	危険等級III
落下高さ(m)	比重×1.5	比重×1.0	比重×0.67

(ただし、小数点第2位以下は切り上げる。)

(5) 合格基準

液体危険物用途の場合、落下直後、内圧と外圧を平衡にした後、漏れが認められないこと。また、落下衝撃時に、口金よりわずかな漏れがあつても、その後継続的な漏れが認められない場合は、合格とする。なお、平衡とは、供試缶を落下直後に口金(小)を少し緩め、ドラム缶内の負圧を大気圧に戻した状態のことを言う。

固体危険物用途の場合、落下直後、内容物の全てが容器内に残っていれば合格とする。

3.3.3 気密試験(液体危険物用金属製ドラムにのみ適用する)

3.3.3.1 天板固定式金属製ドラム(液体危険物用)の場合

(1) 試験方法

金属製ドラム内部に、(2)項で規定する空気圧力を加え、次のいずれかの方法により、漏れの無いことを確認する。

- ①容器を、口金部ごと水中に浸す方法。
- ②容器の表面に、石けん水を塗布する方法。
- ③圧力計を用いて圧力変化によって確認する方法。

この場合は、次の方法による。

天板の口金に、最小目盛りが試験圧力の5%以下であり、これを読み取ることができる精度をもった圧力ゲージ、および圧縮空気送入ノズルを装着し、容器内に適切な方法で規定の空気圧力(ゲージ圧力)を加える。なお、口金に圧力ゲージなどを取り付けることが困難な場合は、それに代わる適切な方法で、圧力ゲージなどを取り付ける。

また、加圧時の容器膨張等により、正確な試験が期し難い恐れのある場合には、規定の空気圧力より10kPa程度まで高い空気圧力を加え、5分間圧力が安定するのを待った後、正確に規定の空気圧力に降圧し、保持する等の方法も用いることができる。

- ④これらと同等以上の有効な方法。

(2) 空気圧力

適用する空気圧力(ゲージ圧力)は、下表の通りとする。

危険物の区分	危険等級I	危険等級II	危険等級III
適用圧力	30kPa	20kPa	20kPa

(3) 合格基準

規定の空気圧力(ゲージ圧力)を加えてから1分間以上経過後に漏れが認められないこと。この時、漏れとは、上記の①および②については、連続的な気泡の発生が無いこと、③については、10分間の圧力低下が試験圧力の5%以内であること。

3.3.3.2 天ぶた取外し式金属製ドラム(液体危険物用)の場合

(1) 試験方法

最小目盛りが試験圧力の5%以下であり、これを読み取ることができる精度をもった圧力ゲージおよび圧縮空気送入ノズルを装着した試験用天ぶたを用い、金属製ドラム内部に空気圧力20kPaを正確に加え、漏れの無いことを確認する。

ただし、加圧時の容器膨張等により、正確な試験が期し難い恐れのある場合には、約30kPa程度まで空気圧力を加え、5分間圧力が安定するのを待った後、正確に20kPaに降圧し、保持する等の方法も用いることができる。

(2) 合格基準

20kPaに保持し、10分間の圧力低下が試験圧力の5%以内であること。

3. 3. 4 内圧(水圧)試験(液体危険物用金属製ドラムにのみ適用する)

(1) 試験方法

容器内に適切な方法で水を注入して、規定の水圧(ゲージ圧力)を加えてから5分間保持し、漏れの有無を確認する。

ただし、下記の事項に留意する。

- ①水を注入する時、容器はその胴体溶接部が上面になるように横置きする。
- ②容器の保持方法は、試験の有効性を損なうものであってはならない。
- ③試験圧力は、連続的かつ均一に加え、保持時間中は一定でなければならない。

(2) 水圧

適用する水圧(ゲージ圧力)は、次のいずれか高い方の圧力以上とする。

- ①収納する危険物の、55°Cにおける蒸気圧(危険物のガス圧力)の1.5倍の圧力から、100kPaを減じた圧力。
- ②100kPa(危険等級Ⅰの危険物を収納するものにあっては、250kPa)の圧力。

(3) 合格基準

漏れが認められること。ただし、試験のために塞いだプラグ類のねじ部分から漏れがある場合は、ねじ部に欠陥のある場合を除き、増し締めを行うことができる。

3. 3. 5 積重ね試験

(1) 試験方法

運搬の際に積重ねられる同一型式の容器で縦置きにし、最大収容質量の内容物を収容したものの全質量と同じ荷重を容器の上部に加えた状態で24時間存置する。なお、運搬の際、積重ね高さが3m未満のものにあっては、当該高さを3m以上とした場合に積重ねられる同一型式の容器の全質量と、同じ荷重を加えるものとする。

供試缶の上部に加える荷重は、次式による値以上で、液体危険物用の場合、収容物質は水とし、内容積の98%以上を満たし、試験に供する。なお固体危険物用の場合、収容物質は5.2(3)項の落下試験で使用したものと同一とし、充てん量は、内容積の95%以上とする。

$$W = \frac{3-h}{h} \times G$$

W : 供試缶の上部に加える質量(kg)

G : 1缶当たりの収容物質を含む質量(kg)

h : 供試缶の高さ(m)

(2) 合格基準

- ①漏れが認められること。
- ②運搬の安全性に悪影響を及ぼす恐れのある変質や、容器の強度を弱めたり、積重ねの安定性を損なう恐れのある変形が無いこと。

③荷重を加えた後に積重ね安定性を評価する時に、容器2個を供試缶の上面に積重ね、その状態を1時間保った場合に、合格とみなす。

④荷重を加えた後の積重ね安定性の評価は、次の方法でもよい。積み重ね試験終了時のドラム缶の高さの変形量を測定し、円周方向4点の偏差(D)が許容基準内であること。

溶接線から	試験前缶高さ	試験後缶高さ	変化代
0時位置	X1	Y1	D1=X1-Y1
3時位置	X2	Y2	D2=X2-Y2
6時位置	X3	Y3	D3=X3-Y3
9時位置	X4	Y4	D4=X4-Y4

偏差:D=最大値(D1,D2,D3,D4)-最小値(D1,D2,D3,D4)≤10mm

3.4 検査結果の確認

①事務局は、金属製ドラムの製造工場から提出された申請書類の内容を点検し、継続型式缶の場合は書類審査により表示許可書を発行する。新規型式缶の場合は、提出された申請書類について技術委員会、またはペール委員会で審議し、検査の基準に適合していることが確認された場合、技術委員長、またはペール委員会の承認を得たのち、表示許可書を発行する。

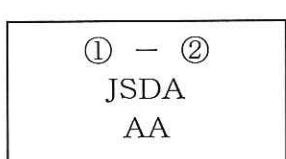
②事務局は、別に定める表示許可書を製造工場宛に送付し、結果を年に一回技術委員会及びペール委員会に報告し、その内容を技術委員会及びペール委員会の議事録に記載する。

3.5 表示

表示許可を受けた工場は、法に適合していることを証明するために、下記の表示を付すものとする。

3.5.1 脇表示

JSDAマークの脇表示は、HK、KHK表示に相当する位置に、下記の表示を付すものとする。

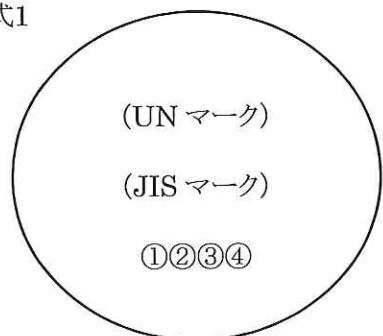


- ① … 収納危険物の状態 液体:L、固体:S
- ② … 危険等級別の容器表記
- JSDA … ドラム缶工業会を示す略号
- AA … 工場略号(工業会に登録した略号)

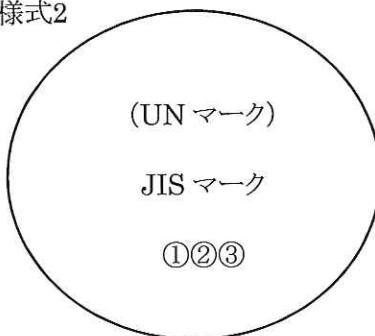
3.5.2 地板表示

呼び容量200ℓ以上のドラムについては、再生時の容器性能の識別を行うことを目的に、下記のJSDAマーク 地板表示を付すものとする。

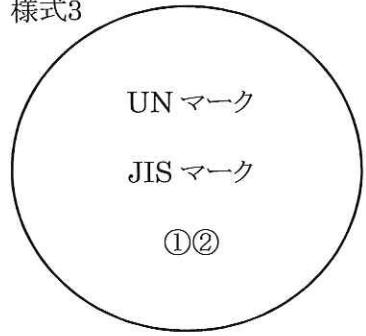
様式1



様式2



様式3



(UNマーク)、(JISマーク)の表示は、該当の認定取得時に付す。

UNマーク • 小型容器種類コード(1A1など) • 容器等級(X、Y、Z) • 比重(液体用の場合; 1.2以下の場合は省略可能)もしくは総重量(固体用) • 固体:S、液体:水圧試験圧力 • 容器製造の西暦年の下2桁及び月 • 板厚(mm)	JISマーク 製造業者の略号 板厚(mm) 呼び容量(l) 製造年月の略号
---	--

JSDAマークの地板表示は、下記のいずれかの様式の地板表示内容を、容易に消えない押し出し等の恒久的表示で付すものとする。

様式	文字数	地板表示内容	備考
様式1	4文字	「①②③④」	
様式2	3文字	「①②③」+板厚(JIS表示)	天板固定式ドラム、及び天ぶた取外し式ドラムの天ぶた無し部が、JIS取得缶と同一型式の場合
様式3	2文字	「①②」+比重(UN表示)+板厚(JIS表示)	天板固定式ドラム、及び天ぶた取外し式ドラムの天ぶた無し部が、UN及びJIS取得缶と同一型式の場合

①…収納危険物の状態 (L:液体、 S:固体)

②…容器表記(X、Y、Z、V、W)

構造	用途	内圧試験の適用	危険等級別の容器表記		
			I、II及びIII	II及びIII	III
天板固定式	液体危険物	適用したもの	X	Y	Z
天ぶた取外し式	液体危険物	適用したもの	—	Y	Z
		適用しないもの	—	V	W
	固体危険物	(適用なし)	X	Y	Z

③…液体用は比重の小数点以下1桁目を表示。但し、比重1.2は非表示。

固体用は質量範囲に応じ、下表の質量記号を表示。

質量範囲(kg)	質量記号	質量範囲(kg)	質量記号
200以上220以下	A	300超え320以下	F
220超え240以下	B	320超え340以下	G
240超え260以下	C	340超え360以下	H
260超え280以下	D	360超え380以下	I
280超え300以下	E	380超え400以下	J
		400超え420以下	K

④・・・胴と地板の板厚の組合せにより、下表の板厚記号で表示。

缶種	胴の板厚 (mm)	地板の板厚 (mm)	板厚記号
H級	1. 6	1. 6	H
MH級	1. 2	1. 6	G
M級	1. 2	1. 2	M
LM級	1. 0	1. 2	N
L級	1. 0	1. 0	L

(注) G と N は、H と M の降順のアルファベットであり、略号ではない。

以上

附属書1

申請および承認手続き

[継続型式缶](毎年定期的に提出)

申請者(会員会社)

- 「継続型式缶」の申請書類
- ①検査結果報告書
(様式-4)

事務局:申請書類の内容確認

[新規型式缶](必要が出た時点で提出)

申請者(会員会社)

- 「新規型式缶」の申請書類
- ①金属製ドラムの試験結果報告書
(様式-1、様式-2或いは様式-3)
- ②申請缶の試験実施状況写真
(試験毎に代表的な1缶の写真)
- ③申請缶の図面
(図面には、検査結果報告書の対象品の仕様に記載すべき情報を、必ず記載すること)

事務局:申請書類の内容確認

[200L缶、中小型缶]技術委員会 [ペール缶]ペール委員会 :審議

[200L缶、中小型缶]技術委員長 [ペール缶]ペール委員長 :承認

事務局:「表示許可書」(様式5)発行、新規型式缶は常任理事会報告とする

申請者:「表示許可書」受領

なお同一型式の取扱については、

- ①検査結果報告書には、許可を受ける全缶種を記載する。
- ②同一型式の缶種については、基となる缶種の検査記録を「検査結果報告書」に記載し、その次の行に同じ型式Noで仕様のみを記載する。また、特記事項の欄に同一型式と記載する。表示許可書についても、同様の記載を行う。なお、型式Noは不変のものであり、申請毎に同じ仕様のドラムの型式Noを変えてはならない。
- ③同一型式の定義は、検査細則2. 4(同一型式の定義)の記載内容を参照。

以上

申請書類様式

- 様式－1 金属製ドラム(天板固定式)の試験結果報告書
- 様式－2－1 金属製ドラム(液体用天ぶた取外し式)の試験結果報告書
- 様式－2－2 金属製ドラム(固体用天ぶた取外し式)の試験結果報告書
- 様式－3－1 金属製ペール缶(天板固定式)の試験結果報告書
- 様式－3－2 金属製ペール缶(固体用天ぶた取外し式)の試験結果報告書
- 様式－4 檢査結果報告書
- 様式－5 表示許可書

申請書類の記入要領

様式	項目	記入内容	記入例
様式－1～ 様式－3 (試験結果 報告書)	名称	材質 容量 (特殊仕様)	鋼製 200L (3本ビード)
	型式No.	用途一等級－タイプ－連番 用途 液体用:L、固体用:S 容器表記 I II III:X、II III:Y、III:Z (内圧(水圧)試験適用なし II III:V、III:W) タイプ 天板固定式:T、天ぶた取外し式:O 連番 本組合せ同一の範囲で、事業所毎に 連番(01～99)を付ける	L-X-T-01
	寸法	板厚×内径×外高 (外高は天ぶたを取り付けた状態での高さ)	1.2mm×567mmΦ×890mm
	危険等級	I、II、IIIのいずれかを記入	I
様式－4 (検査結果 報告書) 様式－5 (表示許可書)	報告書番号	会社名/事業所名－西暦年下2桁－連番1桁 会社名/事業所名は略号 連番:事業所毎に連番を付ける	ND/C-05-1
	型式No.	(様式－1～様式－3の「型式No.」と同じ)	L-X-T-01
	種類	ドラム:D、ペール:P、ペールタイプ:PT	D
	用途別	液体用:L、固体用:S	L
	危険等級	I、II、IIIのいずれかを記入	I
	容量	呼び容量を記入	200
	構造	天板固定式:T、 天ぶた取外し式:O ただし、ペールオーブンの場合テーパ:T、スト レート:S、ラグ式:L、バンド式:Bの組合せ(T L、SB等)	T
	胴と天・地板 との接合	ダブルシーム:D、ラウンドシーム:T、溶接:W	T
	板厚	呼び厚さを記入 (部位で板厚が異なる場合は、胴体/天板/地板 の順で板厚を記入)	1.0/1.2
	材質	鋼:S ステンレス:R	S
	輪帶等	本数、絞り、テーパーネック等を記入	2本、8mm
	口金	数、取付方法、径等を記入	2個、圧入
	天ぶた取外 し式のバン ド	形状 U型;U V型;V 方式 ボルト式;B レバー式;外レバー式L-1、内レバ ー式L-2	U-B
	その他特記 事項	検査を実施した缶種と同一型式の場合は「同 一型式」と記入。その他適宜	同一型式
	UN検査証 番号	UN確認検査を受けた缶種であれば、その直 近の検査証番号を記入	05-TK-t5959
	前回許可 番号	前回のJSDA許可番号(缶検発No.－型式 No.)を記入	18-6-1 L-X-T-01
	区分	新規、継続	継続

金属製ドラム(天板固定式)の試験結果報告書

名 称: _____
 型式No.: _____
 尺 法: _____
 危険等級: _____
 製造年月日: _____

報告書番号: _____
 発行年月日: _____
 試験年月日: _____

ドラム工業会・危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査の検査細則に基づく試験の結果は下記の通りです。

【試験の成績】

試験項目	供試缶数	試験の実施方法	結果
外観検査	6	仕様書または図面通りであること。 内外面にきず、さびなど使用上有害な欠点が無いこと。	
落下試験	対 角	3	充填物: 落下高さ: m(比重)
	水 平	3	対角、水平落下とも落下後、内圧と外圧が平衡に達した後漏れが無いこと。
気密試験	3	空気圧力(ゲージ圧力): kPa 漏れが無いこと。	
内圧(水圧)試験	3	水圧(ゲージ圧力): kPa 5分間加圧後漏れが無いこと。	
積重ね試験	3	試験荷重:(比重)の積重ね高さ3m相当の質量(kg) 漏れが無いこと。運搬および積重ねに支障のある変形が無いこと。(円周方向の偏差が 10mm 以下)	

上記製品の試験結果は、ドラム缶工業会・「危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査」の実施要領における性能基準の「危険等級 、(比
重)」に適合していますので、JSDA 表示許可を申請します。

会社名: _____
 工場名: _____
 工場長名: _____
 印

金属製ドラム(液体用天ぶたを取り外し式)の試験結果報告書

名称: _____
 型式No.: _____
 尺法: _____
 危険等級: _____
 製造年月: _____

報告書番号: _____
 発行年月日: _____
 試験年月日: _____

ドラム缶工業会・危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査の検査細則に基づく試験の結果は下記の通りです。

[試験の成績]

試験項目		供試缶数	試験の実施方法	結果
外観検査		6	仕様書または図面通りであること。 内外面にきず、さびなど使用上有害な欠点が無いこと。	
落 下 試 験	対 角 水 平	3 3	充填物: 落下高さ: m (比重) 対角、水平落下とも、落下後漏れが無いこと。	
気 密 試 験		3	空気圧力(ゲージ圧力): 20kPa 漏れが無いこと。	
内 壓(水圧) 試 験		3	水圧(ゲージ圧力): kPa 5分間加圧後漏れが無いこと。	
積 重 ね 試 験		3	試験荷重:(比重) の積重ね高さ3m相当の質量(kg) 漏れが無いこと。運搬および積重ねに支障のある変形が無いこと。(円周方向の偏差が 10mm 以下)	

上記製品の試験結果は、ドラム缶工業会・「危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査」の実施要領における性能基準の「危険等級 、(比重)」に適合していますので、JSDA 表示許可を申請します。

会社名: _____
 工場名: _____
 工場長名: _____ 印

金属製ドラム(固体用天ぶた取外し式)の試験結果報告書

平成29年4月7日制定

名 称:	_____
型式No.:	_____
寸 法:	_____
危険等級:	_____
製造年月日:	_____

ドラム缶工業会・危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査の検査細則に基づく試験の結果は下記の通りです。

[試験の成績]

試験項目		供試缶数	試験の実施方法	結果
外観検査		6	仕様書または図面通りであること。 内外面にきず、さびなど使用上有害な欠点が無いこと。	
落下試験	対 角	3	充填物: 落下高さ: m(総質量 kg)	
	水 平	3	対角、水平落下とも、落下後漏れが無いこと。	
積重ね試験		3	試験荷重: (総質量 kg) の積重ね高さ 3m 相当の質量(kg) 漏れが無いこと。運搬および積重ねに支障のある変形が無いこと。(円周方向の偏差が 10mm 以下)	
		3		

上記製品の試験結果は、ドラム缶工業会・「危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査」の実施要領における性能基準の「危険等級」、(総質量 kg)」に適合していますので、JSDA 表示許可を申請します。

会社名: _____
 工場名: _____
 工場長名: _____ 印

金属製ペール缶(天板固定式)の試験結果報告書

名 称： _____
 型式No.： _____
 寸 法： _____
 危険等級： _____
 製造年月日： _____

ドラム缶工業会・危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査の検査細則に基づく試験の結果は下記の通りです。

[試験の成績]

試験項目		供試缶数	試験の実施方法	結果
外観検査		6	仕様書または図面通りであること。 内外面にきず、さびなど使用上有害な欠点が無いこと。	
落下試験	対 角	3	充填物： 落下高さ： m(比重) 対角、水平落下とも落下後、内圧と外圧が平衡に達した後漏れが無いこと。	
気密試験	水 平	3	空気圧力(ゲージ圧力)： kPa 漏れが無いこと。	
水圧試験		3	水圧力(ゲージ圧力)： kPa 5分間加圧後漏れが無いこと。	
積重ね試験		3	試験荷重：(比重)の積重ね高さ3m相当の質量(kg) 漏れが無いこと。運搬および積重ねに支障のある変形が無いこと。	

上記製品の試験結果は、ドラム缶工業会・「危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査」の実施要領における性能基準の「危険等級 、(比重)」に適合していますので、JSDA 表示許可を申請します。

会社名： _____
 工場名： _____
 工場長名： _____
 印 _____

金属製ペール缶(固体用天ぶた取外し式)の試験結果報告書

平成29年4月7日改定

名 称：_____
 型式No.：_____
 尺 法：_____
 危険等級：_____
 製造年月日：_____

報告書番号：_____
 発行年月日：_____
 試験年月日：_____

ドラム缶工業会・危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査の検査細則に基づく試験の結果は下記の通りです。

【試験の成績】

試験項目		供試缶数	試験の実施方法	結果
外観検査		6	仕様書または図面通りであること。 内外面にきず、さびなど使用上有害な欠点が無いこと。	
落下試験	対 角 水 平	3 3	充填物： 落下高さ： m (総質量 kg) 対角、水平落下とも落下後、漏れが無いこと。	
積重ね試験		3	試験荷重：(総質量 kg) の積重ね高さ3m相当の質量(kg) 漏れが無いこと。運搬および積重ねに支障のある変形が無いこと。	

上記製品の試験結果は、ドラム缶工業会・「危険物運搬用金属製ドラムの安全性能の確認に関する自主検査」の実施要領における性能基準の「危険等級 (総質量 kg)」に適合していますので、JSDA 表示許可を申請します。

会社名：_____
 工場名：_____
 工場長名：_____印

書告報結果検査

平成29年4月7日改定

ドラム缶工業業会・「危険物運搬用金属製ドラム」の実施要領に基づき、検査した結果を下記の通り報告致します。

会社名

工場名

工場長

樣式-5

書可許示表

殿
工場長

平成29年4月7日改定
年月日
平成
年
月
日

貴殿より提出された検査結果報告書を確認した結果、下記の通り危険物運搬容器としての安全性に適合していることを小室、トノム出上業者に許可します。

ドラム缶工業会

1. 表示対象種

2. 表示期間 平成年月日から平成年月日まで。

以上